

3 昇降機の所有者，管理者等との取引妨害の差止請求事件

平成23年9月6日判決言渡

平成23年（ネ）第1761号，第3443号損害賠償及び差止請求控訴，同附帯控訴事件（原審・新潟地方裁判所平成20年（ワ）第701号）

口頭弁論終結の日 平成23年7月7日

判 決

<住所略>

控訴人兼附帯被控訴人	株 式 会 社	X
同代表者代表取締役	A	
同訴訟代理人弁護士	小 島 冬 樹	
同	渥 美 雅 之	
同	荒 井 正 児	
同	伊 藤 憲 二	
同	市 川 直 介	

<住所略>

被控訴人兼附帯控訴人	株 式 会 社	Y
同代表者代表取締役	B	
同訴訟代理人弁護士	和 田 光 弘	
同	中 川 正 一	

主 文

- 1 原判決中，控訴人兼附帯被控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 同取消部分に係る被控訴人兼附帯控訴人の請求を棄却する。
- 3 本件附帯控訴を棄却する。
- 4 控訴費用は第1，2審とも被控訴人兼附帯控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 申立て

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中，控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 同取消部分に係る被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1，2審とも被控訴人の負担とする。

2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中，附帯控訴人敗訴部分（取引妨害差止請求棄却部分を除く。）を取り消す。
- (2) 附帯被控訴人は，附帯控訴人に対し，105万5756円及びこれに対する平成20年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は第1，2審とも附帯被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

- 1 本件は，エレベーターのいわゆる独立系保守業者である被控訴人兼附帯控訴人（以下「被控訴人」という。）が，いわゆるメーカー系保守業者である控訴人兼附帯被控訴人（以下「控訴人」という。）に対し，①控訴人の取引妨害によって被控訴人と医療法人との間のエレベーター保守点検契約が解約されたと主張して，不法行為に基づき，解約による逸失利益及び弁護士費用合計113万3256円並びにこれに対する不法行為後の日である平成20年9月27日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに，②控訴人の取引妨害は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）に違反し，これによって被控訴人は利益を侵害され，又は侵害されるおそれがあるなどと主張して，独禁法24条に基づき，取引妨

害の差止めを求める事案である。

原審は、控訴人の取引妨害を認め、不法行為に基づく損害賠償請求については、7万7500円及びこれに対する平成20年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、独禁法24条に基づく差止請求については、不公正な取引方法に該当する行為の現存もそれによる著しい損害の現存及び損害発生の蓋然性も認めるに足りないとして棄却した。

そこで、控訴人は上記認容部分を不服として控訴し、被控訴人は上記①の請求についての棄却部分を不服として附帯控訴した。

したがって、当審における審理の対象は、不法行為に基づく損害賠償請求部分のみである。

2 前提事実

争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実は、原判決の「第2 事案の概要」の1（2頁23行目から7頁25行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、3頁5行目の「エレベーター」の次に「（以下「C製エレベーター」という。）」を加え、3行目の「28日」の次に「まで」を加え、4頁15行目及び24行目の各「被告」をいずれも「控訴人関越支社」に、26行目の「9日」を「10日」に、5頁1行目の「被告の」を「控訴人関越支社」にそれぞれ改め、7行目の「乙2」の次に「14の2」を加え、13行目の「FAXを介して、被告」を「ファクシミリ装置を用いて、控訴人関越支社」に、6頁2行目の「被告の」を「控訴人新潟営業所」に、3行目の「同」を「控訴人長野営業所従業員」に、3行目、4行目、9行目、10行目及び13行目の各「ころ」をいずれも「頃」に、14行目の「FAXを」を「文書をファクシミリ装置を用いて」にそれぞれ改め、同行目末尾に「これを受けて、D整形外科は、控訴人新潟営業所に対し、次の（オ）の注文書にD整形外科理事長の記名印及び理事長印を押捺して、ファクシミリ装置を用いて送信した。」を加える。

3 争点

(1) 控訴人は、被控訴人が医療法人との間に締結していたエレベーター保守点検契約を不正な手段を用いて解約させるという取引妨害行為（不法行為）を行ったことによる不法行為責任を負うか否か。

(2) 損害の額

4 争点に対する当事者の主張

次のとおり付加訂正するほか、原判決の「第3争点（1）に対する当事者の主張」及び「第4争点（2）に対する当事者の主張」（8頁4行目から25頁7行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の付加訂正

ア 8頁7行目及び16行目の各「うる」をいずれも「得る」に、8行目の「ころ」を「頃」にそれぞれ改める。

イ 9頁11行目の「えない」を「得ない」に、10頁11行目の「うる」を「得る」に、21頁4行目の「えない」を「得ない」にそれぞれ改める。

(2) 当審における被控訴人の補充主張（附帯控訴関係）

ア 被控訴人とその顧客との間では取引が平均して7年を超えて継続する実態がある。D整形外科との取引は平成18年3月1日に開始されているから、被控訴人とD整形外科との取引は平成25年2月末日まで継続した蓋然性が高い。その損害は原判決が認定した損害よりも4年分多くなるどころ、原決定の計算方法に従っても、損害は以下のとおりとなる。

1万5000円×5.7か月×0.5=42万7500円

イ 被控訴人は、第1、2審の弁護士費用としてそれぞれ31万5000円を支払っており、弁護士費用として合計63万円の損害が発生している。

ウ よって、被控訴人の損害は、合計105万7500円である。

第3 当裁判所の判断

1 控訴人が不法行為責任を負うか否か（争点(1)）について

(1) 認定事実

上記前提事実並びに証拠（甲7の1及び2、9、12から14まで、乙1、4、5、7の1及び2、8の1及び2、11から13まで、証人E、証人F、証人G、証人H、証人I、証人D理事長）及び弁論の全趣旨を総合して認定することができる事実は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の「第6 当裁判所の判断」の1(1)ア及びイ（27頁6行目から29頁20行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 27頁7行目冒頭から9行目末尾までを次に改める。

「控訴人関越支社は、控訴人の関越地方の営業所を統括する支社であり、関越地方におけるC製エレベーターの部品の見積り依頼及び注文は、控訴人の関越地方の営業所からのものであると関越地方の独立系保守業者からのものであるとを問わず、関越支社技術グループ保全技術係係長であるIが一括窓口となっていた。

控訴人においては、エレベーター部品の見積書に記載する納期は、確実に納品ができる時期の見通しに基づき、余裕をみたうえで、1か月単位で設定することとなっており、その結果、見積書に記載された納期よりも早く納品できることも多かった。この取扱いは、独立系保守業者から見積り依頼及び注文を受けた場合とメーカー系保守業者としての控訴人が保守契約を締結している顧客から見積り依頼及び注文を受けた場合とで変わるところがなかった。

Iが窓口となる関越支社においても、被控訴人からの見積り依頼及び注文に対して上記取扱いをしており、被控訴人も、見積書に記載された納期の意味及びこれと実際の納品時期との関係を十分認識していた。

なお、被控訴人の控訴人に対する平成19年5月1日から平成20年4月1日までの間の見積り依頼中、見積書に記載された納期が1か月、2か月又は3か月のものは63件であるが、このうち、見積書に記載された納期の半分以下の日数で納品されたものが19件あり、その一方で、見積り依頼後、発注に至らなかったものが23件あった。」

イ 27頁13行目の「であると特定し」を「を交換すれば復旧すると考えたが、それ以上、故障原因を特定することはできなかったため」に、16行目冒頭から23行目末尾までを次にそれぞれ改める。

「Iは、上記見積り依頼に対し、UA-MPU基板及びUA-IOCB基板はもともと在庫が少ない部品であること、建物データ等のプログラムの書換えのために専門技術員を確保しなければならなくなる可能性があること、連休を間近に控えていること等を考慮して、納期を2か月と判断し、これを記載した平成20年4月9日付け見積書を作成した。」

ウ 27頁24行目末尾に改行して次を加える。

「Iは、上記平成20年4月9日付け見積書をファクシミリ装置を用いて被控訴人に送信した。これを受領した被控訴人は、D理事長に対し、修理までに2か月を要する旨伝えたところ、D理事長は、2か月も待つことはできない旨告げた。」

エ 27頁25行目の「D整形外科」を「Eは、控訴人に調査依頼をすることにより納期が早まるかも知れないと考え、調査依頼をすることを上司である被控訴人の従業員F（以下「F」という。）に上申した。Fは、控訴人に対して調査依頼をすることを了承した。被控訴人の申出により、D整形外科」に、28頁5行目及び6行目の「ころ」を「頃」にそれぞれ改め、同行目の「G」から11行目末尾までを削り、12行目の「D理事長は、G」を「調査の結果、UA-MPU基板の交換が必要であることが判明したため、Gは、D理事長に対し、交換作業を被控訴人又は控訴人のどちらに発注するかを尋ねたところ、D理事長は、控訴人」に改め、13行目末尾に改行のうえ、次を加える。

「また、D理事長は、安い方に任せていたから故障したのかね、いつまでたっても直せなくて困っている、控訴人への保守を検討しなければならないかね、被控訴人も一生懸命やっているんだがね、点検契約も控訴人にするしかない、点検契約をするので交換作業を早くしてほしいなどと発言し、控訴人との点検契約についても見積書を出すよう依頼した。」

オ 28頁14行目の「Gは」を「Hは、I作成の平成20年4月9日付け見積書の納期の記載に基づいて」に改め、16行目の「対し」の次に「強い口調で」を、17行目の「Gは」の次に「新潟営業所に戻って確認したうえ」をそれぞれ加え、同行目末尾に改行のうえ、次を加える。

「D理事長は、待機していたJに対し、控訴人からの回答は後日になるといい、Jは、これをFに報告した。」

カ 28頁18行目末尾に改行のうえ、次を加える。

「Gは、新潟営業所に戻ったところ、いつ直せるのか至急連絡を入れるようD理事長からの電話があったことを知り、Iに相談したうえ、D理事長に電話をして、納期は2か月みておいてほしい旨伝えた。これに対し、D理事長は、強い口調で、もっと早くならないか、点検契約も控訴人に変えるのだからなどと要望し、Gは、早く納品できるよう努力しますなどと答え、改めて連絡をすることにした。」

キ 28頁25行目の「FAX」を「ファクシミリ装置を用いて」に、29頁6行目の「メンテ」から7行目末尾までを「電話で、5月の連休明けよりも早くするよう要望したが、Gは、これ以上早くすることはできない旨回答した。また、D理事長は、Gに対し、控訴人に点検契約を切り替えることを理由に、交換部品の値引きを要望

した。」に、8行目及び9行目の各「FAX」をいずれも「送信状」に、同行目の「伝え」から10行目末尾までを「伝えた。」にそれぞれ改め、同行目末尾に改行のうえ、次を加える。

「Fは、Jに対し、上記送信状のコピーを入手できるかどうか尋ね、Jは、婦長に対し、コピーの交付を依頼したが、断られた。そこで、Fは、D整形外科を訪問し、D理事長が不在であったので、婦長と話し合ったが、婦長は、エレベーターを止めておくわけにはいかないため、控訴人と契約する、点検料金も被控訴人の倍額であるし、上記送信状のような文章は見たことがない、控訴人の顔など見たくないが、被控訴人に任せても直らないなら解約するしかない」と発言した。Fは、上記送信状のコピーの入手については、後日、D理事長に依頼することとした。

なお、この日、D理事長は、控訴人から上記送信状が送信されたこと及びその内容に関し、被控訴人に対し、何ら連絡をしなかった。」

ク 29頁12行目の「FAX」を「送信状」に、13行目の「被告」を「控訴人担当者」に、「電話が」を「電話を録音しておけば良かった、」にそれぞれ改め、15行目の「この時点」から17行目末尾までを削る。

(2) 被控訴人主張の取引妨害行為1（実納期の秘匿）について

上記認定事実によれば、控訴人は、本件エレベーターの故障及び修理が問題となる以前から、エレベーター部品の納期について、独立系保守業者から見積り依頼及び注文を受けた場合であるとメーカー系保守業者としての控訴人が保守契約を締結している顧客から見積り依頼及び注文を受けた場合であるとを問わず、確実に納品ができる時期の見通しに基づき、余裕をみたうえで、1か月単位で設定する取扱いをしており、このような従前の取扱いと同様に、平成20年4月10日から同月17日までの間、被控訴人及びD整形外科に対し、基板の納期が2か月であると告げていたものであり、被控訴人が主張するように、控訴人が、あえて現実に要するよりも1か月以上の著しく長い納期を告げたものとは認められず、また、見積もり依頼の段階における控訴人のこのような取扱い並びに被控訴人及びD整形外科に対する対応を格別不合理なものということとはできない。そして、控訴人が自ら本件エレベーターの調査をし、故障原因を特定し、D整形外科から修理の注文を受ける前には、控訴人としては、被控訴人又はD整形外科を通じて本件エレベーターの故障原因を把握することができる状況にはなく、また、被控訴人からはUA-MPU基板のみならず、パーキングスイッチ及びUA-IOCB基板の見積り依頼も受け、これらの全部又は一部の注文がされるのか否かは未確定であったのであるから、UA-MPU基板の在庫、D整形外科のデータの存否及び作業員のスケジュールを確認して実納期の見込みを被控訴人又はD整形外科に対して告げる義務を控訴人が負っていたとはいえない。そうすると、上記2か月の納期のみを告げたことをもって、控訴人の行為が違法であったということとはできない。

なお、控訴人は、平成20年4月17日に至り、D整形外科に対し、「工場より部品が納品できしだい（5月の連休明けくらい）作業できる」との実納期の見通しを告げており、これは、上記2か月の納期よりも相当短期間であることは明らかであるが、その前日、控訴人は、見積書及び注文書の授受は未了であったものの、D理事長から、口頭で本件エレベーターの修理の注文を受け、かつ、本件エレベーターを早期に修理すべきことを強く要望され、在庫、D整形外科のデータの存否及び作業員のスケジュールを確認していたのであり、D整形外科に対してのみ、上記見通しを告げたことは、控訴人の行為の違法性に関する判断を左右するものではない。

よって、被控訴人の主張は、理由がない。

(3) 被控訴人主張の取引妨害行為2（控訴人は、ユーザーに対して、保守点検契約を再締結することを条件に、被控訴人を通じた場合の納期の3分の1の期間での納品を期待させるという営業活動をした。）について

D理事長の陳述書（甲9）及び原審における証人尋問の結果中には、控訴人の担当者が、本件エレベーターの調査のためにD整形外科を訪問した際、D理事長に対し、「安いところに行くから、こんなことになるんだ。」「保守、また戻してくれれば、できるだけ早めにやります。」という趣旨の発言をした旨の部分がある。しかし、D理事長が原審における証人尋問において、この発言は控訴人の担当者が調査のために訪れた際（平成20年4月17日）に本件エレベーター前でされたものであり、その後の電話ではそのような発言はなかった、この発言を受けて顧問弁護士に相談しようと考えたことはない旨陳述しているのに対し、D理事長が平成20年4月18日にFに告げた内容は上記認定のとおりであり、D理事長の陳述内容には、その重要な部分において、重大な変遷があると言わざるを得ず、Gが、G自身が保守点検契約の切替えを納期を早めるための条件としたことはなく、保守点検契約の切替えはD理事長から持ち出されたものであると陳述していること（乙11、証人G）を併せ考えると、D理事長の陳述書及び原審における証人尋問の結果中、控訴人の担当者の発言に関する上記部分を信用することはできず、D

理事長が平成20年4月18日にFに告げた内容どおりの事実があったと認めることもできない。

そして、Gは、上記送信状について、平成20年4月17日にD理事長から保守点検契約も控訴人に切り換えるからもっと早くするよう強い要望があったことから、そのことを踏まえて急いで手配していることを伝え、少しでも納得してもらおうと思って「但し、点検契約も再度当社とご契約していただけるものと考え、取り急ぎ手配しておりますので、工場より部品が納品できしだい（5月の連休明けくらい）作業できるかと思えます。日程は部品がとどきしだいご連絡します。点検契約は、エレベーターの品質維持のため、再度ご検討をお願い致します。」と記載した旨弁明しており（乙11、証人G）、D理事長とGとの交渉経過が上記認定のとおりであることを考慮すると、上記送信状の記載をもって、Gその他の控訴人の担当者が、D整形外科に対し、控訴人との間で保守点検契約を再締結することを条件にエレベーターの修理用部品の早期納品を持ち掛けたものと認めることはできない。

よって、被控訴人の主張は、理由がない。

(4) 被控訴人主張の取引妨害行為3（優越的地位の濫用）について

ア 被控訴人は、控訴人は自社と直接保守契約を締結している顧客に必要な分しか在庫を用意していないのであり、控訴人は部品と保守契約をセット販売しているに等しいものであると主張する。

しかし、UA-MPU基板は、高額であり、かつ、注文数が少ない部品であり（弁論の全趣旨）、このような部品の過剰在庫を回避し、経費を節減すべきことは営利企業としては当然であって、在庫管理に要する経費（これは、最終的には、部品の販売価格又は保守点検料に転嫁されることになると考えられる。）の抑制と円滑な部品提供との均衡を図るとの観点から、控訴人が自社と直接保守点検契約を締結している顧客用に最低限必要な数量又はその数量に多少の余裕をみた数量の在庫しか確保していないことをもって、控訴人が部品と保守点検契約をセット販売しているに等しいということではできず、控訴人が優越的地位を濫用しているとは認められない。

イ 被控訴人は、他に競業社が存在すれば、納期の早い方に客をとられないように見積り依頼の時点で納期を確認するのが商取引上の常識であるが、控訴人は唯一のC製エレベーター部品の販売業者であるという優越的地位を濫用し、見積り依頼の時点では実納期は観念できないなどとしたうえで、発注があつて初めて実納期を調査するなどという主張をしているとして、控訴人を非難する。また、被控訴人は、控訴人はC製エレベーター部品を唯一販売することができる地位にあつて、その納期を自由に設定できる立場にあり、部品の在庫がある限り、納期は配送にかかる日数を計上すれば足りるのであり、「2か月」などという長期納期を設ける必要はない、部品の在庫をコンピューター管理している控訴人は、具体的な納品可能日を見積り依頼直後に知り得るにもかかわらず、被控訴人にはこれを秘匿し、具体的な納品可能日をD整形外科に対してのみ提示し、控訴人との再契約を条件に早期納品をできる旨申入れをしていると主張する。

しかし、控訴人が被控訴人に対して2か月の結期のみを告げたこと及びD整形外科から口頭での発注があつた後に実納期を調査したうへ、D整形外科に対してのみ実納期の見通しを告げたことが違法でないことは、上記(2)において説示したとおりであり、控訴人が優越的地位を濫用しているとは認められない。

(5) 以上によれば、控訴人が被控訴人に対し不法行為責任を負うことはない。

2 よって、原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消して同取消部分に係る被控訴人の請求を棄却し、本件附帯控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官	市	村	陽	典
裁判官	松	本	光	一郎
裁判官	菅	家	忠	行